



知教労ニュース

発行 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP: http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail: chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

知多地方校長会との話し合い

働きやすい職場にするため 3点について前向きな発言を得る

五月十六日、美浜町の河和中学校において、知教労と知多地方小中学校校長会との話し合いがもたれました。校長会側からは、浦瀬英輔校長、細谷正明・宮島年男の両庶務会計が対応しました。

出退勤簿・割り振り簿の 100%配備を

知教労は、長年にわたり各市町の校長会長との話し合いを行い、一定の成果を上げてきました。ほとんどの市町、学校で名目上も含め出退勤記録簿・勤務の割り振り記録簿が存在するという状況になっています。これは、愛知県他地区に比べても大きく前進した成果になっています。ただ、まだわずかな学校で「勤務の割り振りがない」「事実上勤務の割り振りが行われていない」といった状況も残っています。

今回の話し合いのねらいは、校長会として責任をもち、法的にも根拠のあるこの二つの帳簿を知多地方全体でそろえようということにあります。

「健康管理」だけでなく 労基法と給特法を守って!!

まず、出退勤簿については、「大府市の例でいえばすべての学校が記録を取って教育委員会に報告している」と細谷校長が先進的な例を紹介しました。この分野では、昨年度明きの時点で96%の実施率ということ

もあり、「すでにほとんど実質的にやっている状況でもあるので、それを校長会として100%にできないか」という知教労の提案に、浦瀬校長会会長は、「命令はできないが、各校長に伝える」と答えました。この問題については、知教

労と校長会との間に、見解の大きな隔たりはありませんでしたが、校長会側は「教職員の健康管理のため」に出退勤時刻の記録を示しているという一面的な理解を示しました。知教労は厚生労働省のH18・4・6通知を示し、校長には管理職として労基法や給特法に基づいて個々の教職員の労働時間を管理する責務があることを強調しました。また、勤務の割り振り簿についても、「その意義がずいぶん理解はされてきていると思う。もう一度伝える」と答えました。

労働安全衛生体制の確立は

文科省から県・市町教委ではなく、各学校宛にダイレクトでパワハラ防止指針の色刷りのパンフレットが届いていることについて、職員に回覧した学校があるのかどうかということを確認しました。

これに対し、浦瀬校長は、「学校には来ていない。以前



(校長会)で労安体制について話したが、その後は話していないので、この資料をつかってもう一度話したい」と答えました。知教労側は、「ぜひ回覧していただき、労安体制を周知していただきたい」と要求しました。浦瀬会長は、労安法に基づく五十人以上の職場に労働安全委員会を設置していくことに前向きな考えを示しました。

パワハラ防止に向けて

職場にパワハラが存在すると認識しているかという問いには、「ゼロであってほしいという希望はあるが、うわさがないわけではない」とパワハラが存在する可能性を否定しませ

ませんでした。知教労が最近つかんでいるパワハラの事例をいくつか紹介し、パワーハラスメントの撲滅に向けた取り組みを訴えたところ、校長会会長は「本来許されないことだ。(県教委から出たパワハラ防止指針が)まだ配られていないところがあるなら配っていただくとように伝えたい」と答えました。話し合いは、和やかなムードで行われ、校長会会長からは「どれだけ徹底できるかわからないが、伝えるべきは伝えていきたい」と、前向きな発言で締めくくられました。

北から南から ~支部だより~

5月のある日、A小学校では、校長・教頭との職場交渉がもたれました。そこでは勤務時間、割り振りについて、主に次の点が確認されました。

- ・児童の指導のために休憩がとれずに連続7時間45分勤務した場合には、申し出れば7時間45分で退校できること。
- ・勤務時間内の休憩時間における「児童の指導」は、割り振りの対象となること。(「部活」と言われると困るんだけどね…)

みなさん、これは結構大きな前進ではないでしょうか。休憩時間中に限った○○○、言葉はあくまでも「児童の指導」であっても、自主的活動なんかじゃなく、勤務と認められたわけですから。

今回の交渉では、管理職に「2011愛教労と県教委との交渉の確認書」を手渡し、「校長が命じた業務ならばすべて割り振りの対象となる」「職員会等で校長も認め確認した場合は、勤務時間内の休憩時間の部活動は割り振りの対象となる」、をこちらの主張の根拠としてあげ、成果を上げました。さらに、今回の職場交渉で確認したことを全職員に周知させるよう約束したところ、早速翌日、朝の打ち合わせで、校長自ら伝えてくれました。

一步前進。しかし支部会議で聞くところ、中学校では大会参加のため、ゴールデンウィークも部活動指導に大変な時間を費やした例もあるとのこと。果てしなきたたかいは続く。(T)



みんなの目

4月初め、ジャーナリストの堤美果氏の講演「貧困大国アメリカにみる教育の未来」を聞きに行った。この学習会は愛高教の「スプリングジャンプ」という若い教師向けに組合を知ってもらう会だった。若い人が多いとは言えなかったが、ルブラ王山のホールは満席。新年度を迎え、熱気に包まれていた▼アメリカで生活してきた堤氏は、アメリカの深刻な状況を、次から次へ告発。5年以内に辞める教師：2人に1人、退学する生徒：10秒に1人、学資ローンのパンク：6人に1人、肥満児童：3人に1人、糖尿病：10年で3倍(生活が苦しくて安いファーストフードの取り過ぎによる)▼このようになった原因は、あらゆるものを民営化し、市場化したことである。ビジネス化してはいけない分野(教育・福祉・食・医療・保育・戦争)までビジネス化された。この分野をビジネスが受け持つと最優先事項が入替わり、効率が優先されてしまう▼教育では公務員パッシングで親と教師を分断し、落ちこぼれゼロ法で政治介入、厳罰化、点数至上主義、民間力採用などの市場化が進められた。切り捨てられた子どものリストは軍に送られる。テストテストで点数を上げるための教育に心身を病む教師が増加している▼何でもアメリカの後を追いかけてきた日本。これはまさに今の日本の教育現場でもおきつつあることである。大阪の教育基本条例はアメリカの落ちこぼれゼロ法をモデルにして作ったとのこと。ワンフレーズで、一部だけを誇張して取り上げるマスコミの報道に惑わされてはいけない。(H)

データで見る『教員の実態』第26回

『3位と2位』

先月に引き続き、今月も OECD(経済協力開発機構)の2011年公表のデータで他国と比べていきます。

日本の学級規模の平均(全児童生徒数を通常学級の全学級数で割って算出)は、初等教育で28人、前期中等教育で32.9人もあります。それぞれ34カ国中3位と2位です。OECDの平均と比べると、初等教育で6.6人、前期中等教育で9.4人も多いのです。校長・教頭を含まない教員1人当たり児童生徒数(児童生徒数÷教員数)は、初等教育で18.6人、前期中等教育で14.5人になり、平均に比べて初等教育で2.6人、前期中等教育で1.0人多くなっています。その分日本の教員の負担は大きいと言えるでしょう。

また、学級形態も、欧米の「学級」は単に学習するための集団であり、しかも学習指導では子どもの個別指導が重視されます。それに対し、日本では伝統的に学級イコール生活集団であり、個別の学習指導はもとより、集団作りや生活指導、保護者への対応にも手をかけなくてはなりません。

加えて、欧米では事務を担当する人数が違っています。これは、文科省の木村という主査も「公立義務教育諸学校の学級規模及び教員配置の適正化に関する検討会議」(平成23年第1回)で、「イギリスでは事務の人の数が小中レベルの学校に7, 8人いる」と発言しています。つまり、教員が事務的な負担させられているということです。

これらを重ねて考えると、日本の教員の業務の厳しさは数値以上のものと言わざるを得ません。

知ってるつもい・Q&A

管理職と話し合ったことは他組合の組合員にも有効?

Q 私は、勤務校の校長先生と勤務の割り振り変更の対象になる仕事について話し合い、割り振りの対象になる仕事など、いくつかの確認をすることができました。勤務する学校には知教労の組合員は私一人だけで、ほとんどの職員は愛教組傘下の組合に加入しています。私が話し合って確認したことは、他の組合に入っている人たちにも適用されるのですか。

A 結論からいえば、適用されます。まず、職場に複数の労働組合が存在することは、教員の場合のみでなく、多くあります。司法の判断も「同一企業内に複数の労働組合が併存している場合には、使用者は各組合に対し中立的な態度を保持し、その団結権を平等に承認、尊重すべきである」とされています。

例にあるような勤務の割り振り変更など労働条件は、複数の組合に対してそれぞれ別の見解を示したとしたら、それ自体が矛盾したことになりますし、同じ職場で同職種でありながら労働条件が異なることになってしまいます。知教労の組合員に話したことは、それがその校長の公的な発言なのですから、当然、組合員以外や他の組合に加入している人にも適用されるという考えです。



怖ろしき冤罪事件

もしかして

身近かなことなのかもしれない

「国民救援会」主催の学習会に出席しました。内容は…

「天竜林業高校における調査書改ざん及び贈収賄事件」

お話は、天竜林業高校元校長
北川好伸氏
(実家が東海市で現在東海市在住)

事件の発端

「天竜林業高校で大学進学者の成績改ざんがおこなわれている」との内部告発文書が静岡県教委に届く。

県庁の社会部記者クラブにも投書があり、「該当する生徒は元天竜市長の孫。」

その後、県教委は北川元校長を刑事告発した。警察が北川先生の自宅を家宅搜索。警察署に連行される。

そして次のようなストーリーがつけられた。

元天竜市長N氏は、孫(N君)の大学進学を切望し、TN大学という実名を上げて北川に便宜を図るように依頼した。
H18年1月

北川はその依頼を受託した。N君の担任であったF教諭と副担任であったK教諭に成績の改ざんを指示し二人と共謀して虚偽の調査書を作成した。

N君は、TN大学・練習生(1年後本科に合格)に合格した。N氏は、謝礼として10万円を北川に贈った。

一年後、N君は、TN大学・本科に合格した。N氏は謝礼として10万円を再び北川に贈った。

もう一人の生徒、O君について、北川は成績の改ざんを、進路指導主事であったY教諭に指示した。Y教諭は、O君の担任であったK教諭(前記のK教諭とは別)に改ざんを指示し、虚偽の調査書を作成させた。

元市長N氏から金を受け取ったこともない。全く身に覚えのない事で345日拘留所に入れられ、いつ発狂するかと思うような心境であったようだ。

北川先生は捜査段階から無実を訴え続けた。しかし、聞き入れられず。

担当検事は自分でつくった供述調書を差し出して、「署名しろ」とペン先を目の前に突きつけてきた。机をたたいたり、蹴られたりしたことも…。

そして現在

裁判で闘うも、有効な証拠が得られず、H22年12月最高裁まで上告したが棄却され、刑が確定。懲役2年6ヶ月執行猶予4年の有罪。

金を送ったという元市長は刑が確定後、「改ざんを頼んだことも、金を渡したこともない」と新聞で発表。

ほぼ毎日の厳しい聴取に屈服してしまったと心境を語った。贈賄罪で罰金となった元市長もまた、冤罪の被害者だ。

結局

確かに成績の改ざんは行われていた。それについての監督不行届での校長の責任はあるだろう。しかし、

「指示をした」

「金を受け取った」

というのは警察検察のでっち上げ、冤罪である。

有罪が確定し、再審の有力な材料もなかなかなく、北川先生は毎日「殺伐とした生活を送っている」という。

冤罪は後を絶たない。学校現場で起きたこの事件は人ごととは言えない。たくさんの人垣で北川元校長の心を支えてあげたい。

(S)